

公益財団法人 藤沢市みらい創造財団

助成のご案内

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、藤沢市を中心として音楽・演劇などの舞台芸術活動をしている個人または団体に対して助成を行っています。なお、応募要領は次のとおりです。

1. 助成の対象となる事業

- ◇ 芸術文化活動の発表事業
- ◇ 各種大会参加事業
- ◇ 海外公演事業
- ◇ 藤沢市の文化振興に寄与するもので、当財団が特に認める事業

ただし、特定の団体の宣伝や、営利を目的とした事業、地方公共団体、宗教団体、政治団体が主催する事業は対象外となります。

2. 助成金額

助成の対象となる経費の2分の1以内で、予算の範囲内を限度とします。チケットの販売手数料や飲食費などは助成の対象にはなりません。

3. 申し込みの受付

申し込みの受付は、年1回です。

2018年4月1日～2019年3月31日の間に実施される「助成の対象となる事業」の申し込みを

2018年1月16日(火)から2018年2月16日(金)まで受け付けいたします。

4. 申し込みの方法

所定の用紙に事業の計画内容、事業の収支予算などをご記入のうえ、提出して下さい。用紙は、藤沢市民会館事務室に用意しております。なお、書類提出される際に事業の内容等を確認させていただきますので、関係書類は必ずご持参ください。

提出書類は当財団のホームページよりダウンロードができます。

ホームページアドレス <http://www.f-mirai.jp/arts/>

5. 問い合わせ先

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 芸術文化事業課（藤沢市民会館内）
TEL 0466-28-1135 FAX 0466-25-1525まで

なお、藤沢市民会館は、月曜日と祝日の翌日は休館日です。あらかじめご了承ください。